

原子力規制委員会は、 規制基準すら満たさない 原発を停止しろ!

テロ対策施設が完成していない原発 猶予期限切れで停止を決定

福島第一原発事故の後、原子力規制委員会は、飛行機を衝突させるなどのテロ行為が起きても、遠隔操作で原発を冷やし続けられる「特定重大事故等対処施設」を各原発に造ることを、新しい規制基準で義務づけました。本来なら、この施設が完成しなければ、再稼動は認められないはずですが、規制委員会は、この基準が定められてから一律に5年間、施設の完成を猶予することにしてしまいました。規制委員会が、自ら定めた規制基準基準なのに、これを満たしていても再稼動さ

せるという、大変甘い決定でした。施設の建設に莫大な費用と時間がかかる電力会社に配慮したのでしょうか。5年間、この施設がなくても大丈夫などという根拠は、ありません。しかも、基準が決められてから一律5年というのを、各原発の工事計画が認可されてから5年に変えることによって、電力会社の建設先送りを、さらに認めました。これによって、規制基準すら満たしていないのに、西日本の原発の再稼動が認められてきました。



さすがにこれ以上の先送りは認めないと、原子力規制委員会

一番最初に再稼動した九州電力の川内原発1号機は、来年3月にこの猶予期限を迎えます。その後も、関西、四国、九州の5原発10基が5年間の猶予期間を迎えていきます。ところが、期限内に施設が完成する見込みの原発はありません。それだけでなく、3電力会社は、猶予期間をさらに伸

ばすよう規制委員会に求めてきたのです。

さすがに規制委員会も、「設置に手間取るのももう少しとくり返していたら安全性の向上はとても望めない。『いつか来た道』に戻るかどうかの分かれ目」（更田豊志委員長）と、期限の延長を認めず、期限の来た原発は停止させる方針を決めました。

電力会社の甘えを許さず、 毅然として原発を停止させろ！

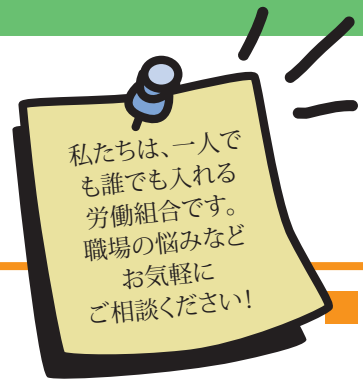
原子力規制委員会は、規制基準を満たしたとしても、安全性を保証するものではない、といいながら、原発の再稼動を認めてきました。その基準すら守れないのですから、5年間の猶予期限の来た原発を停止させるのは最低限の措置で、当然のことです。

電力会社側は、「引き続き規制委員会に丁寧の説明したい」と、期限の再延長をあきらめていませんが、泣きつけばなんとかなるようでは、規制委員会の意味がありません。原子力規制委員会は、電力会社の圧力に揺らぐことなく、き然とした態度で、テロ対策施設の完成期限を過ぎた原発を、直ちに停止させるべきです。【組合員N】



全造船関東地協労組
よこはまシティユニオン

【2019/6/11】



■ 故長尾さんの闘いを胸に

よこはまシティユニオン組合員だった長尾光明さん（故人）は、福島第一原発で働き、被ばくが原因で退職後に多発性骨髄腫（血液のガン）を発症し、労災認定されました。損害賠償を求めて東京電力を相手に裁判を起しましたが、東電は、労災認定はおろか病名すら否定。裁判所も長尾さんの請求を棄却しました（最高裁年2010年4月）。

■ 原発で働く労働者と共に

原発は、電力会社を元請とした4～8次の下請会社で稼働しています。3・11以降、多くの労働者が福島第一原発の収束作業に関わり、被ばくを余儀なくされています。東電福島第1原発の収束・廃炉作業や九電玄海原発の定期検査に従事し、被ばくが原因で白血病になったあらかぶさん（40代男性）は、2016年11月22日に東京電力と九州電力を相手に損害賠償を求めて提訴。次回の口頭弁論は7月9日午後1時30分～東京地裁103号法廷で行われます。多くの皆さまのご支援をお願いします。

■ 職場の問題、ご相談ください！

私たちは3・11東日本大震災や福島原発事故を忘れないため、毎月11日に街頭宣伝活動を続けています。これからも労働組合として何ができるのかを一緒に考えたいと思います。「福島どころじゃない」「自分の仕事と生活が大変」という方もいるでしょう。そんなあなたこそ、あきらめる前に一度ぜひ職場の問題をユニオンに寄せてください。一緒に解決しましょう！

【連絡先】 横浜市鶴見区豊岡町20-9-505
電話 045-575-1948
メール yuniyoko@d2.dion.ne.jp